

スモールコンセッションプラットフォーム規約

令和6年12月16日

(名 称)

第1条 本会は、「スモールコンセッションプラットフォーム」（以下「本会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、民間事業者、地方公共団体、有識者、金融機関をはじめとする産官学金等の多様な主体が参加・連携し、普及啓発、調査・研究、案件形成等に関する活動を行うことで、スモールコンセッションの推進を図ることを目的とする。

(本会の活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- 一 スモールコンセッションの普及啓発に関する活動
- 二 スモールコンセッションに係る調査・研究に関する活動
- 三 スモールコンセッションの案件形成に関する活動
- 四 その他スモールコンセッションの推進に必要な活動

(会 員)

第4条 本会は、本会の目的に賛同し、本規約を遵守する次の各号の会員をもって組織する。

- 一 一号会員 民間企業等（ただし、五号会員を除く。）
- 二 二号会員 都道府県及び市区町村
- 三 三号会員 関係府省庁等
- 四 四号会員 大学、研究機関等及びこれらに所属する有識者、研究者等
- 五 五号会員 金融機関
- 六 六号会員 個人

2 本会への入会又は本会からの退会を希望する者は、第9条に規定する事務局（以下「事務局」という。）が定めた所定の届出を行うこととする。

3 本会は、第1項に規定する会員又は第2項に規定する本会への入会を希望する者（以下「会員等」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると第7条に規定する運営委員会（以下「運営委員会」という。）が認めた場合は、当該会員等を除名することができる。

- 一 本規約に違反又は本会の信用を著しく害したとき
- 二 会員等が解散又は営業を停止したとき
- 三 暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき
- 四 その他本会の運営に当たって重大な支障が生じると認められたとき

(オブザーバー)

第5条 本会にオブザーバーを置く。

2 オブザーバーは、関係府省庁等で、その参加がスモールコンセッションの推進に寄与すると運営委員会が認めた者とする。

3 オブザーバーは、本会の活動に必要に応じて参加し、スモールコンセッションの推進のために必要な助言及び支援等を行うものとする。

(会費等)

第6条 会費は徴収しない。ただし、運営委員会の議を経て必要と認められるときは、本会の運営に必要な実費の負担を会員に求めることができる。

(運営委員会)

- 第7条 本会は、本会の活動の遂行その他本会の運営のために、運営委員会を設け、委員長1名、委員長代理1名及び委員複数名を置く。
- 2 委員長、委員長代理及び委員は、会員の中から運営委員会の議により決定する。
- 3 運営委員会は、第8条に規定するワーキンググループ（以下「WG」という。）の設置又は改廃その他本会の運営に関する重要事項を決定する。

(ワーキンググループ)

- 第8条 本会の活動の遂行にあたり、会員により組織されたWGを設置することができる。
- 2 WGの設置又は改廃は、運営委員会の議により決定する。
- 3 WGの設置又は改廃について、事務局は助言を行うことができる。
- 4 WGには、会員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 本会の会員は、WGの設置又は改廃を運営委員会に対し提案できるものとする。
- 6 その他のWGの運営に関する事項については、本規約と別に定めるものとする。

(事務局)

- 第9条 本会に、事務を処理するための事務局を置く。
- 2 事務局の事務は、国土交通省総合政策局社会資本整備政策課及び内閣府民間資金等活用事業推進室が処理する。
- 3 事務局は、本会の活動の遂行その他本会の運営に係る事務の一部を委託することができる。

(情報公開及び個人情報の保護)

- 第10条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、機密とするべき情報を除き、その活動状況、運営内容等を積極的に公開するものとする。
- 2 会員（運営委員会の委員を含む。）、オブザーバー及び事務局（本会の活動の遂行その他本会の運営に係る事務の一部を委託した場合は当該受託事業者を含む。）は、業務上知り得た個人情報の保護を適切に行うものとする。
- 3 会員は、本会を退会後も前項の規定が適用されるものとする。

(免責事項)

- 第11条 会員又は会員以外の者が本会に提供又は共有した情報等により、その他の会員又は第三者が損害を被った場合において、本会は当該損害に対して一切の責任を負わない。
- 2 本会が提供又は共有した情報等に基づき、会員又は第三者が行った行為の帰結に対して本会は一切の責任を負わない。

(規約の制定及び改廃)

- 第12条 本規約の制定又は改廃は、事務局が運営委員会と協議し、運営委員会の議を経て行うものとする。
- 2 本規約を制定又は改廃した場合においては、直ちに会員に周知する。

(雑 則)

- 第13条 本会の運営に関して必要な事項は、本規約に定めるもののほか、事務局にて別に定めるものとする。

附 則

この規約は、令和6年12月16日から施行する。